

平成30年2月14日

金融庁検査局企画審査課 御中

一般社団法人 信託協会

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」に対する意見

| No. | 該当箇所 | 意見等 | 理由等 |
|-----|------|--|-------|
| 1 | 全般 | <p>本方針は、金融庁としての考え方や進め方を示されているものであるが、信託業務は、金融庁のみならず他省庁の監督している業務との関連が深いものも多く(年金業務であれば厚生労働省等)、今後、社内の体制整備や業務の高度化を検討していく中で関連省庁とも連携・相談しながら進めていく必要が出てくるものと考えている。</p> <p>金融行政方針においても「機能別・横断的な法体系への見直しの検討」が掲げられているが、検査・監督においても同様の観点の下、是非かかる他省庁とも広く情報共有・意見交換・協議等を行って対応をいただきたい。</p> | 左記の通り |